

農家兼業化についての資料

渡辺 兵力

一、問題

(i) 最近、「兼業化の進行」という現象が日本農業の重要な動向の一つとして問題視されている。その実態を計数的に明らかにすることは問題解明の第一歩であるが、我々が手にしうる既存統計諸資料では、必ずしも「兼業化の進行」の実態を正確に知ることはできない。

問題は、まず「兼業化」がどの程度進展したかということ、及びどのような「兼業化」がどのようなかたちで進展したかを、数量的に把握することである。若し、こうした「兼業化」の動向を正しく捉えることができたとすれば、「兼業化の進行」と

いう現象の意味するもの或いはそれが農生産にもたらす諸影響といった問題が明らかになり、また、「兼業化」に対処する諸方策も検討しうることになる。

(ii) ここに、「ノート」として報告しようとする資料は「農家経済調査」の個表を再集計して、農家の兼業化の程度による農家間の差異を知ろうと意図した、ささやかな作業の結果の端である。このような資料をかかげる意味は、「兼業化の進行」という現象の内容が明らかにされ、如何なる兼業農家或は如何なる兼業者が増えたか、または増えつつあるかが判れば、一方において静態的資料を兼業化段階別にまとめておけば、兼業化現象の意味や機能がある程度読みとることができるであろうと考えたからである。

(iii) はじめに、最近における「兼業化」の動向を示す簡単な諸表を参考のためかかげておく。いわゆる農家の「兼業化」は三つの視点から把握すべきであろう。第一は「家」を単位とした場合で、「兼業農家」戸数の増加如何、という点である(第1表A)。この場合も(i)如何なる階層、(ii)どのような種類の、(iii)地域的差異、等々についてその増減が的確に捉えられねばなるまい。第二は「人」を単位とした、すなわち「兼業者」数の増加の面である(第1表B)。そしてこの場合も(i)如何なる種類の兼業者、(ii)兼業者の就業の仕方、(iii)兼業者の農家族内での

第1表 最近(昭25—30年)における「兼業化」の動向

A. 兼業農家の増加

項 目		増 減	増減実数	増減比 (昭25年=100)
1)	農 家 戸 数 (千戸)		(-) 89	98
2)	専 業 農 家 戸 数		(-) 666	76
3)	兼 業 農 家 戸 数		(+) 577	117
4)	第1種兼業戸数		(+) 325	118
5)	第2種兼業戸数		(+) 252	115
6)	耕作規模別戸数 (千戸)		(昭和25—29年)	
イ)	一 5 反		(-) 108	96
ロ)	5 反—10反		(-) 3	100
ハ)	10 —20反		(±) 0	100
ニ)	20反—		(+) 1	101
ホ)	合 計		(-) 110	98

(註) 昭和25, 30年は1/20「抽出調査」結果よりの推計
値, 昭和25, 29年は「悉皆調査」結果より計出。

B. 兼業者の増加

種 類 別	年 次 別		昭和25年		昭和30年		昭和—30年	
			実 数	百分比	実 数	百分比	増加数	増加率
(I) 1) 兼 業 者 総 数			万人 480	% 100	万人 600	% 100	(+) 120	% 125
2) 恒常的賃労働者			92	19	117	20	(+) 25	127
(II) 3) 人 夫・日 雇			75	16	115	19	(+) 40	153
4) 季 節 出 稼 者			14	3	19	3	(+) 5	136
5) 小 計			181	38	251	42	(+) 70	139
6) 職 員・勤 務			128	27	(170)	(26)	(+) (42)	(133)
(III) 7) 内 職・賃 仕 事			21	4	(19)	(7)	(-) (2)	(95)
8) 自 営 兼 業			150	31	(160)	(25)	(+) (10)	(107)
9) 小 計			299	62	349	58	(+) (50)	(117)

(註) (I) 昭和25年は1/20「抽出調査」より, 30年(I)は推計値。

(II) 昭和25, 30年共「抽出調査」結果による。

(III) 昭和25年は「抽出調査」, 30年は(I)-(II)=(III)で計出,
9)項 349万人は推計値による。()は「臨時農業基本調査」
より推計したもの。

C. 農外所得の推移

項 目	年 次	昭和25年	26	27	28	29	30
1) 農 外 所 得 (千円)		73	86	113	135	138	134
2) 中兼業所得比 (%)		80	78	78	79	80	80
3) 中 勞 賃 収 入 比 (%)		66	70	68	69	71	72
4) 兼 業 者 (1戸当: 人)		0.45	0.46	0.51	0.54	0.50	0.49
5) 1人当農外所得 (千円)		152	179	167	188	209	209

(註) 各年の「農家経済調査」府県平均結果より。

位置、年令別、性別等々についての事情を明らかにする必要がある。第三は「所得」の面である。いわゆる農外所得のうちの兼業所得（事業収入と労賃収入）の増加である（第1表C）。そして、兼業所得の種類別所得水準、並びに兼業所得と農業所得との格差の動向等が究明されるべきであろう。

これ等を概観すると、ここ数年の間に、農家戸数の一割を越える兼業農家が第二種兼業農家の増加に伴って増加し、農家の生産人口の約5%に当る労働力が兼業者となり、兼業所得が農家所得の三割弱、農外所得の八割に達しているということになる。何れにせよ、最近数年間の間に農家及び農家々族労働力のいわゆる「兼業化」が急速に進展していると認められよう。

二、資料の吟味

(イ) 素材 提示する資料の素材は昭和三〇年度の「農家経済調査」である。その年計表より必要項目を転記したカードを作成し、それを再集計した。全調査農家についての再集計がなされれば理想的であるが、到底その能力をもたないので、特定の一一県を選択して行った。どのような県を抽出するかは、この作業の成果を如何なる問題の研究に役立たせるか、という観点から吟味さるべきものであらう。しかし今回の作業の目的の一つは、農家経済調査の個表を再集計した場合に兼業問題研究の

《ノート》 農家兼業化についての一資料

資料としてどの程度の効用があるかを試みてみるということであったので、標本県の抽出にはあまり各方面からの検討を払わなかった。再集計扱い総戸数を一、〇〇〇戸前後におくことを基準として、農林統計による農家兼業化程度の比較的進んだ県とややおかれている県とを対照的に取り出し、また第二種兼業農家の比率についても、その進展程度を考慮して、進んでいるところと遅れているところを組合せ、内地一一県を選定した。選定した諸県の兼業化の概況（兼業農家比率）は第2表の通りである。再集計の対象とした調査農家総戸数は一、一九二戸である。これを「兼業化」程度階層区別基準というものを設けて分類し、一応専・兼業農家に分け、兼業農家を更に四階層に細分した。この場合の基準指標は「農外所得」の農家所得中に占める比率におき、その一〇%以下を「専業的農家」、それ以上を「兼業農家」とし、それが五一%以上のものを第二種兼業農家とした。そのような区分の結果が第2表B欄である。兼業農家及び第一種、第二種の区分基準が農林統計調査とは異なるため、AとBとが合致する筈はないが、抽出各県の相対的特色はかなりAとBとで類似しているといえよう。そこでBの標本のある程度の一般的代表性を認めることにした。⁽²⁾

(ロ) 対象農家 次に、再集計しようとする調査農家はどのような種類の農家であるかを予め検討しておく必要があらう。年

計表の個表には地帯別区分がしてある。第3表の通り(A)純農村地帯に存在する農家が圧倒的に多い。(B)・(C)・(D)等の農家を含めると素材の均一性が乱れるばかりであると考えたので再集計

第2表 集計対象県の兼業化概況

資料別 県名		A		B		C
		兼業農家 率 (a ₁) %	第2種兼業 農家率 (a ₂) %	兼業農家 率 (b ₁) %	第2種兼業 農家率 (b ₂) %	調査戸数 戸
(I)	東京 神奈川	69 66	58 56	67 59	39 23	55 79
(II)	富山 石川	74 79	41 45	73 76	30 39	108 78
(III)	奈良 和歌山 大阪	75 76 76	52 55 57	74 59 67	33 24 29	69 78 89
(IV)	茨城 栃木 埼玉 千葉	44 55 55 50	38 44 42 38	57 56 50 60	13 19 19 16	185 120 159 172

※ノット 農家兼業化についての一資料

(註) 何れも昭和30年度の資料、Aは「農林統計」による各県農家戸数に対する兼業農家比率(a₁)、兼業農家戸数に対する第2種兼業農家比率(a₂)、Bは再集計に対象とした「農家経済調査」農家についての比率、Cはその県別調査戸数。

第3表 調査農家の県別分布概況

指標 県別	(イ)地帯別戸数				(ロ)専業的		(ハ)第1種 的		(ニ)第2種 的		(ヘ)兼業種別戸数			
	A	B	C	D	S ₀	S ₁	K ₁	K ₂	K ₃	K ₄	職員 ①	恒・ 労②	日・ 労③	自営 ④
東京	27	28	—	—	11	7	11	9	10	7	7	10	8	30
神奈川	40	30	9	—	7	24	16	14	10	8	12	12	11	44
富山	97	11	—	—	7	22	20	26	22	11	24	22	29	33
石川	49	9	10	10	4	15	16	13	24	6	24	1	27	26
奈良	59	10	—	—	6	12	15	13	14	9	13	10	17	29
和歌山	39	10	20	9	7	25	15	13	13	5	16	3	23	36
大阪	49	40	—	—	14	15	11	23	14	12	23	8	19	39
茨城	174	—	11	—	23	57	56	25	11	13	28	19	17	131
栃木	102	—	18	—	22	31	32	12	12	11	14	10	27	69
埼玉	143	16	—	—	25	55	35	14	18	12	20	18	25	96
千葉	138	18	—	16	12	56	47	30	15	12	17	4	28	113
合 計	917	172	68	35	138	319	274	192	163	106	198	117	231	646
					457		466		269		546			

(註) (イ) 地帯別とは、A純農村、B都市近郊、C山村、D漁村である。
 (ロ) 専業的とは、農外所得比 0%…S₀、～10%…S₁、
 (ハ) 第1種兼業的とは、農外所得比 11～25%…K₁、26～50%…K₂、
 (ニ) 第2種兼業的とは、農外所得比 51～75%…K₃、76%…K₄、
 (ヘ) 兼業種別は、①+②+③が被兼業農家、④は主として自営の兼業農家である。

には(A)地帯だけを使うことにした。兼業化段階別の戸数分布は第3表の通りである。 K_1 、 K_4 までの階層の切り方にはとくに客観的理由はない。第一種兼業(K_I)と第二種兼業(K_{II})との既存分類と比較する便を考慮して、農外所得比率一%以上を四つにほぼ等分した。所得基準を厳密に言えば一~一〇%の農家も兼業農家の範疇に入るが、それでは専業農家が非常に少数になるので、一〇%までは専業的農家とし、一%以上を観察対象とした。

原資料の兼業種類別分類の基準は詳らかでないが、一応①職員勤務、②恒常的賃労働、③日雇・人夫的賃労働、及び林業、商工業、その他と区別してある。おそらく後三者は自営的兼業が大半を占めていると思われるので、④自営兼業として、戸数分布を示した。

(ハ)吟味 農家兼業化進展の度合を兼業所得比率を指標として区分し、その各階層を平均化して比較することのできる資料を作成し、それを「兼業化」現象の諸問題を理解するための材料としようとする場合には「問題と資料」との間にいろいろと検討しておくべき点があろう。とくに、単なる所得比率基準階層区分法が何を示すか、という点の吟味がなされるべきであらう。ここでは、「兼業化の進行」を兼業所得の相対的増大という側面で捉えた場合、兼業所得比率の差異による各階層の静態的平

均比較の資料が一つの意味をもっと考えた。また、第一種、第二種の兼業農家の何れがどのように増加してきているかという点が明確になれば、兼業所得比率基準階層区分のクロスセクション分析からも、「兼業化の進行」のもつ意義がある程度判るであらうと考えた。以上のような考え方で、再集計を行った結果が、次に示すような諸表である。

註(一) 個表からの転記作業は「過剩就業研究会」がやられたものであり、報告者は転記済のカードを借用して再集計を行っただけである。したがって、兼業問題の研究という立場からすると是非共知りたいという重要な指標・項目のあるものが借用したカードには記載されていないという場合がある。この点は資料的制約でいたしかたなかった。

(2) 「農林統計」的兼業農家概念は家族労働力(在住世帯員中の生産労働人口)を基本指標としている。そして兼業に従事している方が自営農業に従事しているより多い場合を第二種兼業として、労働力就業状況で判定のつかない場合に所得によって判定する、という方式をとっている。したがって、この集計による分類と全くちがった基準である。この点が第2表に示したように第二種兼業農家戸数比率がAとBとにおいてかなり相違した結果になった理由であらう。

三、再集計結果

(イ) 兼業化程度別農家階層比較

集計対象として一県の(A)地帯にある調査農家九一七戸のうち、数値に疑問のあるものを除いた八八九戸についての集計結果が第4表である。この集計の目的は、兼業化の程度によって農業経営形態や生産性がどのように差異を示すかを明らかにすることにあつたので、表示のような約三〇項目にわたる指標についての比較を試みた。兼業問題の観点からすると、ここにとつた指標だけでは不十分であるが、原材料の制約があつて必要指標の計出が不可能であり⁽³⁾た。

第4表の各項について簡単な説明を加えておこう。「兼業化程度」Aは農外所得比率であり、階層分類の基準とした数値である。Bは家族生産人口中の「兼業従事者」の割合である。

(I) 農家経済規模指標比較。各階層の平均的な農家経済の規模を示す諸指標は大体において、 $S \downarrow K \downarrow I \downarrow K \downarrow II$ の順に小さくなっている。すなわち兼業化が進んでいる階層ほど経済規模が小さい。しかし、一戸当り農家所得だけは例外であつて、 K_4 層、すなわち農外所得が七六%を越えた代表的第二種兼業農家層は、農業生産規模は最小であるが、農家所得規模は K_3 層よりもかなり大きい。主要指標の相対関係は第一図Aに示

した通りである。

(II) 農家労働構成指標比較。就業率には階層間の傾向的差が認め難い。家族農業労働の強度も同様にはつきりした差異がみられない。家族一人当り耕地面積は明らかに S 層 $\downarrow K_4$ 層の順で小さくなっている。しかし農業就業者一人当り耕地は $S \cdot K_1$ 層が四反以上で K_2 層 $\downarrow K_4$ 層の間には大きい差異がない。また、農業労働の男女比をみると $S \cdot K \cdot I$ 層は男子が相対的に多く働き、 $K \cdot II$ 層では女子労働の比重が多くなっている。主要指標の開きを図示した第二図Bを参照されたい。

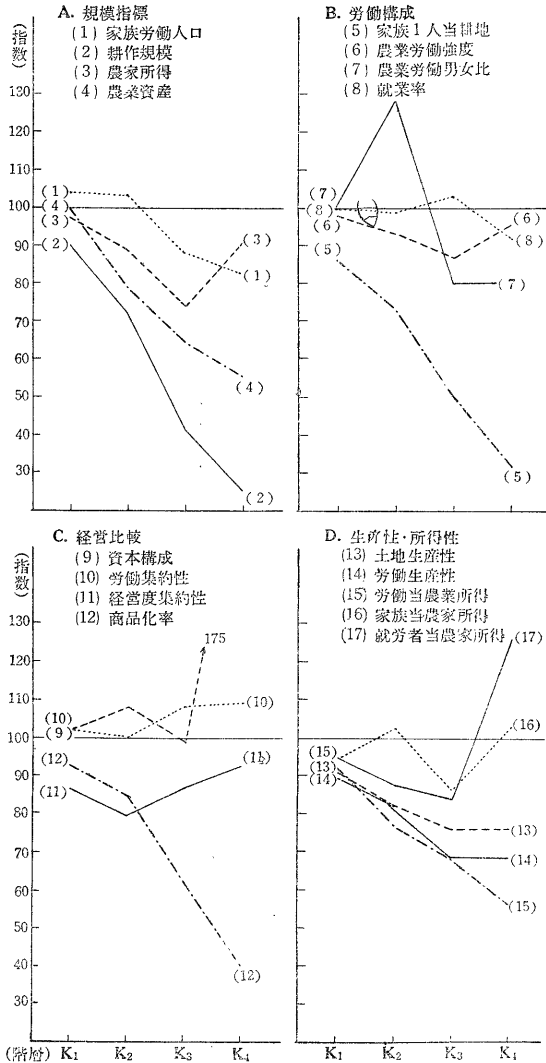
(III) 農業経営指標比較。経営耕作規模は $S \downarrow K_4$ と顕著に小さくなっている。しかし資本構成(農家固定資産を農業労働時間で割る)は階層間の差が認め難い。其他集約性指標についても同様であり、一般に $K \cdot I$ 層は S 層よりやや粗放であるが $K \cdot II$ 層は S 層よりむしろ集約的である(第一図C参照)。

(IV) 生産性・所得性指標比較。農業の生産性及び所得性指標は予期される通り、 S 層 $\downarrow K_4$ 層の順で低下している。しかし就業者当り農家所得と家族当り農家所得指標は S 層 $\downarrow K_3$ 層はやや低下の傾向が認められるが、 K_4 層はむしろ一番高い。兼業所得水準が農業所得水準よりたかいかい結果に外ならない(第一図D参照)。

第4表の示す傾向は、「兼業化」という相対的指標で農家を分

第4表 兼業化程度農家階層比較（昭和30年）

指 標		階 層	単 位	専業的農家 S	第1種兼業農家		第2種兼業農家		平 均
					K ₁	K ₂	K ₃	K ₄	
調 査 戸 数			戸	352	222	128	107	78	887(計)
兼 業 化 程 度		A (所得) B (労働)	%	8.6 1	15.8 6	36.0 15	60.6 31	84.5 36	25.0 11
(I) 規 模 指 標	1) 家族人口	人口 (3/2) 模	人 人 %	6.36	6.50	6.13	5.53	5.56	6.17
	2) 労働人口	人口 (3/2) 模	人 人 %	4.19	4.34	4.13	3.68	3.42	4.10
	3) 耕作農家	所得額	千円	66	67	70	67	62	67
	4) 耕作農家	所得額	千円	13.8	12.5	9.9	5.7	3.5	10.9
	5) 耕作農家	所得額	千円	415	405	370	309	378	391
	6) 耕作農家	所得額	千円	394	342	237	120	64	294
	7) 耕作農家	所得額	千円	195	159	124	75	44	141
	8) 固定資産	額 (土地外)	千円	971	971	770	624	534	855
	9) 負債	額	千円	44	32	35	25	22	31
(II) 勞 力 構 成 指 標	10) 就業率	1人当耕地	%	76	76	75	78	70	76
	11) 就業率	1人当耕地	畝	43	38	31	21	15	34
	12) 就業率	1人当耕地	畝	45	41	38	34	36	41
	13) 家族労働	1人当耕地	畝	22	19	16	11	7	17
	14) 家族労働	男女比(女=100)		149	150	190	110	110	142
	15) 家族労働	強度	時	1,920	1,880	1,780	1,680	1,820	1,880
(III) 經 營 比 較 指 標	16) 資本構成	性	円	2,246	2,289	2,429	2,210	4,096	2,400
	17) 労働集約	性	時	487	495	486	527	530	474
	18) 經營費集約	性	千円	15	13	12	13	14	13
	19) 經營費集約	性	千円	75	80	80	117	167	83
	20) 資本品集約	率	%	72	67	61	45	29	67
(IV) 生 産 性 ・ 所 得 性 指 標	21) 土地生産性	産性	千円/反	45	41	37	34	34	42
	22) 労働当農産物	性	円/時	87	78	71	60	60	80
	23) 労働当農産物	性	千円/反	30	28	24	21	20	28
	24) 労働当農産物	所得	円/時	62	57	48	42	35	57
	25) 家族労働者	所得	千円/人	67	64	69	58	69	65
	26) 家族労働者	所得	千円/人	132	125	116	111	167	127
	27) 家族労働者	所得	千円/人	127	112	92	74	71	112
	28) 家族労働者	所得	千円/人	208	228	175	169	225	220
	29) 家族労働者	所得	%	68	69	66	64	58	66
	30) 家族労働者	所得	千円/人	62	53	39	22	11	48



第1図 兼業階層別指標比較 (S層=100基準)

類した結果であり、その諸指標の差は大体予想されるところである。そしてここに一つ問題にすべき点は、このような分け方では、結局は「耕作規模」の差という条件が各指標に強く影響しているのではないかとすることである。したがって、「兼業化」の影響をより純粋にみようとするには、農家経済規模が同じような階層について検討する必要がある。

(ロ) 農家所得規模別兼業農家比較
 (イ)の集計結果の欠点を補う意味で、次に農家所得規模階層区分を行い、ほぼ同じ規模の農家の中で、S層↓K₄層を比較してみることにした。第4表の集計対象農家をそのまま再集計すべきであるが、集計労力の制約があるため神奈川、石川、富山、和歌山の四県(約三七〇戸)分について、まず所得階層を五つ

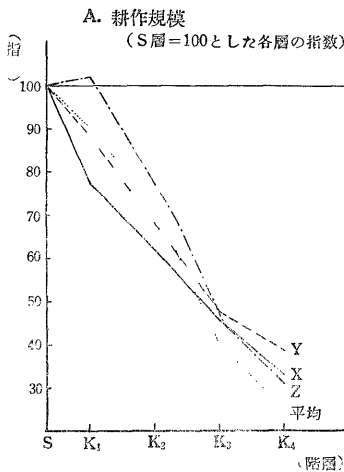
に区分し、そのうちから(X)低所得層(二〇万円以下)、(Y)中所得層(三〇～四〇万円)、(Z)高所得層(五〇万円以上)を抽出して、この三階層につきほぼ第4表と類似した指標について比較を試みた。第5表は抽出・集計した三階層の主要指標の比較である。⁽⁴⁾農家所得規模階層の差が農家経済全般の規模を端的に示しているよう。この表の示すような対象農家について、これを専・兼業的に区分し比較したものが第6表である。表示の指標はほぼ第4表のそれと同じである。

第5表 所得階層別集計農家の概況

階層 項目	X 層	Y 層	Z 層
1) 調査戸数	50戸	88	74
2) 家族人口	4.12人	6.15	7.24
3) 労働人口	2.68人	3.93	4.99
4) 農業人口	1.70人	2.48	3.30
5) 兼業人口	0.26人	0.48	0.43
6) 農業労働量	2,722時	4,629	6,366
7) 耕作規模	5.9反	10.6	15.8
8) 農家所得	152千円	351	615
9) 農業所得	104千円	247	472
10) 兼業所得	48千円	104	143

《ノート》 農家兼業化についての一資料

第6表はいろいろの傾向を物語るように思える。しかしこのノートでは本表の分析をする目的をもっていないから、第4表との比較においてすなわち「資料作成法」のちがいのことに関連しそうにみえる、二、三の問題点を指摘するに止める。
(I) 規模指標関係。第4表と対比して全体の傾向には殆んど変りはない。しかし個々の指標のS層→K₄層の間の差異を詳しくみると、X、Y、Z各階層間で規模格差がちがう。例えば最も類似した差異を示す各階層の耕作規模についても第二図A



第2図A 所得階層別指数比較

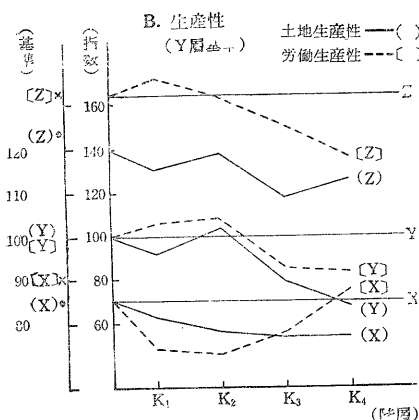
に示したような差がある。農家所得規模の如きは、S層を一〇〇としてK₁→K₄各層を指数化して比較すると、X階層はK₁九七、K₂八八、K₃一一〇一、K₄一一一七となるがY階層

第6表 所得階層別兼業化階層比較

指 標	階 層	所 得	S 層	K I 層		K II 層		平 均
				K _I	K ₂	K ₃	K ₄	
(I) 規 模 指 標	1) 家族人口 (人)	X Y Z	4.91 6.58 7.69	4.06 6.17 7.32	3.70 5.94 7.33	3.89 5.75 5.00	3.50 5.22 6.29	4.12 6.15 7.24
	2) 労働人口 (人)	X Y Z	2.82 4.11 5.17	2.72 4.42 5.27	2.50 4.06 5.00	2.78 3.67 3.50	2.00 2.67 4.14	2.68 3.93 4.99
	4) 耕作規模 (反)	X Y Z	8.3 13.6 18.6	6.4 12.1 18.9	5.1 9.3 12.9	3.8 6.4 8.7	1.9 3.9 3.5	5.9 10.6 15.8
	5) 農家所得 (千円)	X Y Z	156 352 593	151 350 649	138 361 622	158 342 564	183 339 620	152 351 615
	6) 農業所得 (千円)	X Y Z	146 327 568	124 294 546	84 217 408	51 130 222	35 60 89	104 247 472
	8) 固定資産 (千円)	X Y Z	437 849 1,109	341 695 1,273	466 789 938	659 674 689	135 404 457	436 747 1,045
	9) 負 債 (千円)	X Y Z	33 48 58	15 24 34	9 23 61	11 44 70	5 8 18	17 35 48
	10) 就 業 率 (%)	X Y Z	81 77 73	67 64 77	92 83 75	56 70 93	75 75 66	73 75 75
	11) 就業者1人 当耕地 (畝)	X Y Z	37 43 49	35 43 47	22 28 34	24 25 27	13 20 13	30 36 42
	12) 農業就業者 1人当耕地 (畝)	X Y Z	37 44 47	35 44 51	30 37 44	38 47 39	38 44 27	36 43 48
	13) 家族1人当 耕地 (畝)	X Y Z	17 21 24	16 20 26	14 16 18	10 11 17	5 7 6	14 17 22
	15) 家族農業勞 働強度 (時)	X Y Z	1,480 1,860 1,970	1,680 1,700 1,760	1,350 1,490 1,800	1,520 1,860 1,490	1,170 1,440 1,270	1,530 1,750 1,830

《ノート》 農家兼業化についての一資料

階 層 指 標		所 得	S 層	K I 層		K II 層		平 均	
				K ₁	K ₂	K ₃	K ₄		
(Ⅲ) 經 營 比 較 指 標	16) 資本構成 (円)	X Y Z	1,250 1,370 1,390	1,070 1,430 1,860	1,790 1,960 1,710	4,170 1,510 1,260	2,100 2,870 2,670	1,600 1,620 1,640	
	17) 労働集約性 (時)	X Y Z	421 457 427	501 402 360	479 431 423	416 419 393	339 362 491	461 437 403	
	18) 経営集約性 (千円)	X Y Z	11 10 12	7 7 9	8 12 10	11 7 8	5 7 10	9 10 10	
	(Ⅳ) 生 産 性 ・ 所 得 性 指 標	21) 土地生産性 (千円)	X Y Z	29 34 42	27 32 38	25 35 41	24 27 33	24 23 36	27 33 40
		22) 労働生産性 (円/時)	X Y Z	68 75 99	54 79 106	52 82 98	58 64 85	71 63 73	58 75 100
		23) 反当農業所得 (千円)	X Y Z	18 24 31	19 24 29	17 23 32	13 20 25	19 15 25	18 23 30
24) 労働当農業 所得 (円/時)		X Y Z	42 53 76	39 60 84	35 54 78	32 48 66	55 42 54	38 53 78	
25) 家族 1 人当 所得 (千円)		X Y Z	32 53 77	37 57 89	37 61 85	41 59 113	52 65 99	37 57 85	
性 指 標	26) 就業者当所得 (千円)	X Y Z	69 111 156	82 124 161	60 108 166	101 133 173	122 170 228	78 119 165	
	27) 農業所得水 準 (千円/人)	X Y Z	64 105 150	68 107 148	49 86 140	51 98 99	71 67 69	61 100 143	
	28) 農外所得水 準 (千円/人)	X Y Z	— 504 —	— 704 286	89 175 257	19 110 342	148 252 372	184 216 334	
	30) 家族 1 人当 農業所得 (千円)	X Y Z	30 50 74	30 47 75	23 36 56	13 23 44	10 11 14	25 40 65	



第2図B 生産性

(註) 基準とは、Y階層S層の絶対値を100としたX、Z階層のS層の相対的位置を示したものである。(○)の方は土地生産性、〔○〕の方は労働生産性を示している。X、Y、Zの各横線は各階層基準指数(100)を示す。

(II) 労力構成指標関係。この指標についても特に特徴はない。しかし、X、Y、Z各階層間では兼業化階層別のちがいが相違がみられる。例えば、家族一人当り耕地面積指標を、指数化して比較すると第7表A欄のようになる。

(III) 経営比較指標関係。この種の指標では兼業化階層間の相対

第7表 所得階層兼業化指標比較例 (S層=100とした指数)

指標	階層	兼業化階層				各階層規模比較指標
		K ₁	K ₂	K ₃	K ₄	
A. 家族1人当耕地	X	94	82	59	29	80
	Y	95	76	52	33	100
	Z	108	75	71	25	129
	平均	86	73	50	32	100
B. 労働集約性	X	119	119	99	81	97
	Y	88	94	92	79	92
	Z	85	99	92	115	85
	平均	102	100	108	108	100

(註) 平均とは第4表の数値を基準にした指数。

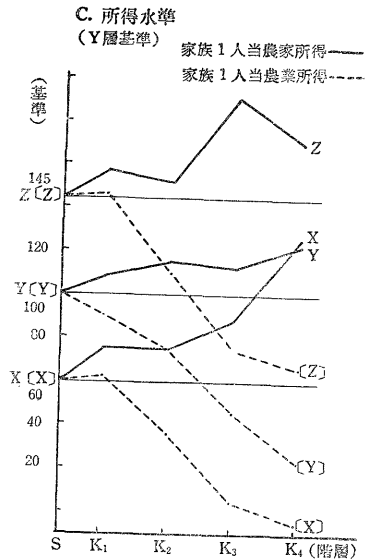
的関係がX、Y、Z各階層の間でかなりちがうことが目立つ。例えば、農業労働集約性指標について比較すると、X、Y、Z各階層で共通した傾向を認め難い(第7表B欄参照)。

(IV) 生産性・所得性関係指標。生産性は総じてS層→K₄層に向って低下しているが、やはり詳細にみればその格差は同一傾向を示していない。低所得階層では土地生産性の開きは少い

が大体S層↓K₄層の順で低下している。けれども労働生産性はI層が相対的に低い。中・高所得階層はK層が相対的に最高の生産性を示し、K^{II}層の中でK₃層が最低である。そうした関係を図示したものが第二図Bである。農家経済規模により生産性水準そのものがちがうこと、その差を前提として兼業化程度が個別経営の農業生産性（農業粗収入を農業労働時間または耕地面積で割る）に及ぼした結果とが相対的に読みとれよう。

こうした、各所得規模階層間の傾向の相対的なちがいは所得水準（家族一人当農家所得、農業者一人当農業所得）についてもみることができる。例えば、農業所得水準について比較すると、X階層のS層を基準とした場合の各階層の各兼業化程度別階層について指数化すると、X階層はS₁₁一〇〇、K₁₁₁一〇八、K₂₁₁七七、K₃₁₁八〇、K₄₁₁一一一、となり、Y階層はS₁₁一六四、K₁₁₁一六七、K₂₁₁一三九、K₃₁₁一五三、K₄₁₁一〇五、Z階層はS₁₁二三四、K₁₁₁二三一、K₂₁₁二二九、K₃₁₁一五五、K₄₁₁一〇八、である。最低はX・K₂層の年四万九千円で、最高はZ・S層の一五万円である。そして農業所得水準は必ずしもS層↓K₄層の順に減少していない。そのちがい方はX、Y、Z各階層でかなり相違している。同様のことを家族一人当り農家所得（間接的生活水準指標）について図示

《ノート》 農家兼業化についての一資料



第2図C 所得水準

したのが第二図Cであるが、これは各階層間でかなりちがった傾向を示している。しかし、兼業化の農家内的要因の一つと考えられる家族一人当り農業所得は各階層ともほぼ同じ傾向をもってS層↓K₄層の順に減少している。この額が三万円を割れば「家計補充的」意味からも兼業化を不可避とせざるを得ないのではないか、また反対にこれが四、五万円の水準にある農家でも「所得拡大的」兼業化を愛好していることが第6表の関係指標からも推察できよう。

い) 兼業種類別兼業農家比較

兼業化が農業生産に与える諸影響は単に兼業化程度の量的側面だけでなく、その質的側面すなわちどのような兼業をやって

《ノート》 農家兼業化についての一資料

いるかによって異った影響があるのではないかと推察される。そこで原資料の指標について多少疑問の点もあるが、そこに区分してある①日雇労働、②恒常労働、③職員勤務の兼業農家を取出して、それぞれについて再集計を試みようとした。しかし今回は集計時間の制約のために多数の対象について作業ができなかったので、比較的農業形態が均一であると想像される富山県一県分について試算的意味の作業をやってみた。その結果が第8表である。集計戸数が非常に少く、これだけの資料で一般的傾向をうかがうにはかなり無理があろうと考えられるが、兼業種類別である程度農業生産に与える影響がちがうことは推察されよう。しかしやはり「兼業化」程度の差という条件が根本にあって、その上で兼業農家がどのような兼業に就労しているかという条件が働くものと思われる。

(二) 其他の再集計分類について

以上で、報告者の行った新集計の結果の提示は終る。しかし、農家兼業化と農業生産或は農家経済との関係を明らかにするための資料作成という意味からすると、以上の三つの再集計基準の外に、どうしても耕作規模階層区分による再集計を試みる必要がありそうである。もっともこの基準の場合は地域的にあまりに離れているもの、或は農業形態が全く異なるものを一緒に扱ったのでは資料作成目的からいって不適当であらう。同じよう

第8表 兼業種類別比較 (富山県 53戸)

階 層 指 標	日 備 労 働		恒 常 労 働		職 員 勤 務	
	K I	K II	K I	K II	K I	K II
1) 集 計 戸 数	12戸	4	8	10	7	12
2) 家 族 人 口	5.7人	4.5	6.6	5.1	6.6	5.3
3) 家 族 人 口 比	62%	56	74	54	74	57
4) 農 業 男 女 比	193%	100	155	130	144	150
5) 就 業 男 女 比	72%	92	80	85	73	87
6) 農 業 時 間 比	3,869時	2,613	4,377	2,374	3,834	1,908
7) 雇 傭 時 間 比	4%	8	4	3	3	3
8) 耕 地 所 得	10.3反	4.1	9.3	5.3	11.6	4.6
9) 農 業 所 得	316千円	200	387	299	512	649
10) 農 業 外 所 得	242千円	77	241	102	327	105
11) 農 業 外 所 得	74千円	123	146	197	185	364
12) 資 産 所 得	805千円	602	689	679	780	678
13) 家 族 1 人 当 耕 地	1.7反	0.9	1.7	1.0	1.8	0.9
14) 家 族 1 人 当 農 業 所 得	5.5千円	4.5	5.8	5.9	7.8	12.2
15) 農 業 1 人 当 耕 地	4.1反	3.5	3.0	4.1	5.1	3.4
16) 農 業 1 人 当 農 業 所 得	97千円	75	77	78	138	88
17) 経 営 費 集 約 度	7.3千円	7.1	5.7	6.4	6.5	8.9
18) 労 働 集 約 度	37.5時	64.0	65.0	46.5	33.0	41.3
19) 土 地 生 産 性	32.4千円	25.9	31.7	25.7	35.9	31.8
20) 労 働 生 産 性	87千円	41	67	57	108	74
21) 家 族 1 人 当 農 業 所 得	4.2千円	1.7	3.7	2.0	49	1.9
22) 兼 業 所 得 水 準	148千円	123	185	197	142	260

な条件のところ、ほぼ同一生産規模の農家が兼業化するとその農業はどうなるであろうか、という問題をみるにはかなり対象に多くの制約をつける必要があろう。したがって農家経済調査結果を利用する場合には標本抽出に慎重を要しよう。

なお、兼業化の影響をみるには農家族族労働力の中の兼業者の地位如何がかなり重要な条件と思われるので、その点を基準とした農家比較を試みる必要があろう。また、兼業農家としてかなり時間の経過した農家と比較的最近兼業化した農家との比較も興味があろう。しかし、これ等については既存資料からの集計は一寸困難であって、新しく実地調査によって資料を作る必要があろう。

註(3) 例えば、兼業化の私経済的効果として農家の消費性向や貯蓄性向への変化が予想され、それはまた産業としての農業の生産の動向にも直接・間接の影響を与えるであろうと考えられる重要な視点であるが、原資料に、農家余剰、家計費、貯蓄等の項目が記載されていないため、指標を計出することができなかった。目下、この種の指標をとり入れた農家経済調査の再集計が農村人口問題研究会の一部研究者の下で進められている。

(4) 農家所得規模及び農業所得規模を基準として農家階層を分け、農家経済調査個表を再集計した結果は、昭和二六、二八、三〇年の三カ年分が「過剰就業研究会」

《ノート》農家兼業化についての一資料

から公表されている。第5表のようなかたちの詳しい比較はその資料を参照されたい。

四、若干の問題点

(イ) このノートは農家兼業に関する一資料を提供するものでそれに基いた分析を報告する心算りはない。けれども、報告者はかつてわが国の農家の兼業化要因群を農家内部と外部とに分け、農家内要因を更に家族条件と土地条件とに大別し、両者の相対値をもって兼業化条件と見做すことができるであろうと述べた。⁽⁵⁾このような問題提起に対して、このノートで示したようなかたちの資料が役に立つ面があろうと考え、すなわち単に「兼業化」程度による農家の平面的比較結果だけではなく、兼業化要因の究明にも関連すると思い、二、三の問題をつけ加えておきたい。

(ロ) 前に述べた考え方は、農家の家族(消費)人口(V)と労働(生産)人口(A)との比 $\parallel$ V/A、及び経営地面積(L)と家族人口(V)との比 $\parallel$ L/V、更に経営地と労働人口との比 $\parallel$ L/A、の三指標が、農家兼業化条件として意味をもつであろう、ということである。若し、農家の消費水準、土地生産力、立地条件等が均等或は一定と見做しうる場合には、ほぼ同一地域内における農家を対象とした場合、標準的V/A、L/V、L/A等の指標が、兼業化の程度或は兼業化への農家のポテンシャルを推察で

きる一つの基準となるであらうという考え方である。この考え方を今回の資料に照応させてみるとどうなるであらうか。

第4表の結果によると、 $V A \parallel 一・五人$ 、 $L V \parallel 一・七反$ 、 $L A \parallel 三・四反$ というのが集計対象農家総平均値である。これを全府県地域を代表するものと仮定するならば、府県地域的条件下において、この三指標の示すような数値的条件下にある農家は、ある程度兼業化している（農外所得基準で二五％、兼業者比率基準で一％、兼業化している）、ということになる。したがって、三指標とくに $L V$ 、 $L A$ との相対値がこの平均値以上であれば、兼業化程度は少くなり、或る程度以上であれば専業農家としてやっていける条件にあるということになろう。第4表のS層の $L V \parallel 二・三反$ 、 $L A \parallel 四・三反$ であって、 K_1 層からは $L V \parallel 二・〇反$ 、 $L A \parallel 四反$ の基準を割っているので、 $L V \parallel 二反$ 、 $L A \parallel 四反$ が兼業化へ転化する農家内の条件の基準となろう。

しかし、これは総ての農家を同一条件下においた場合の一基準であり、条件が異ればこの基準値は当然変わるものと考えねばならない。その意味で $L V \parallel 二・〇$ 、 $二・五反$ 、 $L A \parallel 四・〇$ 、 $五・〇反$ 、といったある巾をもった基準の方がより一般性があろう。

(ハ) 農家条件のちがいをその農家所得規模にとった場合が、第

6表である。この場合は低所得階層では $L A \parallel 四反$ の基準は当てはまらない。S層ですら三・七反である。しかし、中・高所得では四反が K_1 層と K_2 層との間にある。中・高所得階層の K_1 は農業の側からみれば事実上専業的農家と見做した方がよいとも考えられるので、そう考えれば $L A \parallel 四反$ は意味があろう。

$L V \parallel 二反$ についても $L A$ の場合と同様同じことがいえる。このようなことから、年間農家所得二〇万円以下の低所得階層（それは大体において耕作規模八反歩以下の小・零細耕作層になる）は常に兼業化への強いポテンシャルをもっていると判断できないか。すなわちX・S層が存在するのは、何にか兼業化し得ない理由があつて専業農家に余儀なくとどまっていると理解したい。それは家族一人当り所得額三万二千円という最低水準からも推察できよう。そしてX・S層とX・ K_1 層との所得水準の開きは相対的に一番大きいのであつて、この事実（結局、X階層における「兼業化の進行」は、農家の非農家化現象に離農を促進する意味をもっているのではないかと推察されよう。先の報告で、農家兼業力至は兼業農家には、(i)家計補充的兼業と(ii)所得増大的兼業の二つの要因類型があるとしたが、一般的にいうて、 $L V \parallel 二反$ 以下、 $L A \parallel 四反$ 以下の兼業農家は「家計補充的兼業農家」ではないかと思う。別の指標からすれば、家族一人当り農家所得が四〜五万円の線を割るような農家は家計補

充的兼業を不可避とするであろうということになる。この点は第4、6表脚欄を参照されたい。そして、 $L \cdot V \parallel$ 二反、 $L \cdot A \parallel$ 四反の基準を越えていてもなお兼業化しているような農家（一般的にいえば耕作規模一町以上層）は所得増大的兼業農家と判断し得よう。それは又、家族一人当り農業所得が五万円を越えていても兼業化しているような農家である。

このような考え方をすれば、第6表におけるX階層の $K \cdot I \cdot K \cdot II$ 層とY、Z階層の $K \cdot I \cdot K \cdot II$ 層とは性格を異にした兼業農家であると考えた方が意味があり、そして、最近における「兼業化の進行」という動向の解釈とその諸影響、更にそれに対する諸対策も、単なる「兼業化」の量的側面だけでなく、その「兼業化要因」別に理解していくことが必要であろう。とくに、「兼業化と農業生産」との関連を具体的に究明するには、兼業農家の農業生産主体としての行動を問題にしなければならない。それには、兼業化要因とその経済効果とを究明する必要がある。

註(5) 拙稿、「農家の兼業化」(『本誌』八卷三号掲載論文) 七八頁以下参照。

(6) 拙稿、「兼業化と農業生産」(『本誌』一二卷三号掲載論文) 六二頁以下参照。

〔あとがき〕 このノートの資料作成作業は、昭和三三年度

「公開研究会」の報告「兼業化と農業」のために、極めて短期間に行ったものである。集計作業の大半は山田黎子事務官をわずらわした。ここに同氏の労を謝したい。